

男女共同参画を考える

今回は、男女共同参画について考えてみたいと思います。

男女共同参画については、これまで政府も様々な対策を講じてきました。内閣府が発行している「共同参画21」平成19年9月号に中央大学教授の横田洋三さんが「女性の地位向上に日本はもつと真剣に」というコラムを寄せておられます。

横田さんはその中で、「日本政府としても、この間、手をこまねいて何もしなかったわけではない。『1976年～85年』の『国連婦人の十年』という国際的取り組みに合わせて、『国内行動計画』を策定し、85年には『女子差別撤廃条約』を批准すると同時に『男女雇用均等法』を制定し、さらに『男女共同参画審議会設置』（97年）、『男女共同参画基本法施行』（99年）、『男女共同参画会議設置』（2001年）、『男女

共同参画局設置』（01年）と次々に必要な措置をとってきた」とおっしゃっております。

確かにこうして振り返ってみると政府の施策は1985年以降次々に打ち出されていることがわかります。しかし、その成果については「このような努力にもかかわらず、ほとんど実績が上がっていないのが実情である。」と、さらに、その原因としては、「長年培った人々の『意識』『価値観』『行動様式』があるから」とおっしゃっております。

横田さんが主張されるように世界中で「人権後進国」と揶揄される原因の大きなものは女性の社会的地位向上や男女共同参画が進んでいないことにあるといわれています。本町においても、各種団体の役員の男女比、家庭内の状況等をみてもとて

も男女共同参画型社会になっているとは言えないでしょう。

ところが、ある季節だけは見事に男女共同参画が実現します。それは、春と秋。すなわち農作業の季節です。実りの秋には町内のあちこちで、男女が本当の意味で協働する姿が見られます。水田や果樹園で、働くことの喜びと、実りへの感謝が町中にあふれています。そしてそこには、男女が力を合せ額に汗する姿が見られます。

日本の原風景とも言うべき豊かな収穫の中に、実は男女共同参画の姿があつたのです。但し、農業経営の成果が平等に分配されていないという指摘もあります。いま、「人権後進国」の汚名を返上するためにも、この原風景を実りの秋に思い起こしてみるのはいかがでしょうか。

参加者の
みなさまの声

第3回人権セミナー

9月20日、総合福祉センターいこい荘で、「ハンセン病を正しく理解する体験的参加型学習！」（講師：佐藤真弓さん）と題した人権セミナーを開催しました。

参加された50名の皆さまから頂いた感想の一部をご紹介します。

- ・とても感動した。自分で考える手法に感銘を受けた。
- ・班の仲間とともに考えながら学ぶ。気取ることなく知らないうちに学ぶ。わかりやすく楽しく学べた。
- ・楽しい参加でき、すぐに時間がすぎた。
- ・正しい知識を身につけていくことが大切だと思った。
- ・役割分担は苦手だと思っていたが、結果オーライだった。

